

社会福祉法人 福一会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1、計画期間

令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

2、目標 : 令和 9 年 3 月末までに、年次有給休暇を年間50%以上使用するようになる。

3、対策 : 令和 4 年 4 月～ 目標の取り組みについて、全職員に周知する
令和 4 年 5 月～ 運営会議において、取り組みについて検討開始
令和 4 年 9 月～ 有給休暇取得状況の確認の実施
令和 4 年 10 月～ 取得促進の取り組み開始